

令和6年第1回安平町議会臨時会会議録

令和6年1月29日（月曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年1月29日（月曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員（1名）

議席番号

5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小板橋 憲仁
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議 事 日 程

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		行政報告
日程第 3	議案第 1 号	安平町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 2 号	令和 5 年度安平町一般会計補正予算（第 8 号）について

○ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 会議録署名議員

議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

1 番	工 藤 秀 一
7 番	三 浦 恵美子

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。令和6年年明け早々、皆様ご承知のように石川県の地震による災害、それから2日には羽田の事故と大変大きな事故が起きて尊い命が失われていることを大変重く受け止めて、亡くなられた方々に対して哀悼の意を表したいと思っています。また、震災に関しましては安平町、胆振東部地震で多大な犠牲を出して全国の方々に支援をいただいた経過がありますので、過日町職員を石川県の方へ派遣して支援の協力をしている状況ですが、これから先もまだまだ復興には時間がかかると予想されますので、関係各位また安平町議会議員、支援の皆様方も石川県の被災に遭われた方たちの復興に対して心を寄せていただきたいと思います。

また、過日第1回臨時会のご案内をしましたところ、議員各位並びに説明員の皆様方にはご出席いただきまして誠にご苦労様です。まだコロナ、インフルエンザ等が収まっていませんので、それぞれ体調管理に留意されて審議していただくことをお願いしまして私からのあいさつとさせていただきます。

会議の前にご報告します。5番田村議員から欠席の届け出がありますのでご報告致します。

それでは早速臨時会を開会します。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は11名です。定足数に達していますので、只今から令和6年第1回安平町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定によって

1番 工藤 秀一 議員
7番 三浦 恵美子 議員 を指名致します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮り致します、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会は本日1日限りと決定致しました。

◎ 日程第3 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第3、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 皆さんおはようございます。それでは行政報告3件を行わせていただきます。

1件目ですが、令和6年能登半島地震に係る被災地への支援についてです。令和6年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震では、平成30年北海道胆振東部地震以来となる震度7が観測され広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。この地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福を謹んで

お祈りいたしますとともに、被災をされたすべての皆様に心からお見舞いを申し上げます。安平町としましては北海道胆振東部地震の際に家屋調査でお世話になった富山大学の井ノ口准教授からの調査事務局員の派遣要請により、1月20日から1月24日までの5日間、経験職員3名を派遣しております。また、日本赤十字社による義援金受付窓口の設置や、ふるさと納税代理寄付の受付を開始するとともに被災者の受け入れ支援などについても準備を進めているところであります。さらには北海道胆振東部地震の際に様々なご支援をいただきました石川県、新潟県、富山県に対しまして災害見舞金を贈呈し、被災された方々が今必要とされている支援を行って参ります。なお、被災3県への被害見舞金につきましては、今臨時議会へ一般会計補正予算として提案させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上、令和6年能登半島地震に係る被災地への支援についてご報告致します。

続きまして2件目です。安平町ゼロカーボンシティ宣言についてです。近年、世界各地で猛暑や台風、集中豪雨など地球温暖化に起因すると言われていた自然災害が頻発、激甚化しています。こうした気候変動は私たちの安全安心な日常生活や生命、財産を脅かすだけでなく、自然環境や生態系への悪影響を及ぼしており、その対策は喫緊の課題となっています。2015年12月に合意されたパリ協定では平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC、国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書においては、この目標を達成するには2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。また、わが国では2020年10月26日に内閣総理大臣所信表明において2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、北海道においても地域資源を最大限に活用しながら脱炭素社会と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進めるゼロカーボン北海道の実現を目指すこととされました。こうした状況を踏まえ、育てたい、暮らしたい、帰りたいみんな未来へ駆けるまちをまちづくりの基本理念としている本町においても、環境にやさしく快適で安心安全なまちづくりに向け町民や事業者の皆様と一体となって2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指し、令和6年1月23日に第1回安平町ゼロカーボンシティ推進協議会を開催し、安平町ゼロカーボンシティ宣言をしましたことをご報告致します。なお、事業内容等については、安平町ゼロカーボンシティ推進協議会で協議していく予定となっています。以上、安平町ゼロカーボンシティ宣言についてご報告致します。

次に3件目です。ぬくもりの湯の再開についてです。令和5年9月23日ぬくもりの湯の天井落下から4か月が経過し、改修工事も順調に進み予定どおり3月1日再開できる見通しになりました。原因とされる湿気対策や落下対策については軽量鉄骨の下地、耐水合板、防湿シート、バスパネルなど軽量

化を図るとともに、換気扇4台、点検口4か所を設置し10月の臨時議会で補正予算を計上したぬくもりの湯浴室換気改修工事実施設計業務委託の完了により今議会に工事費の補正予算を計上していますが、外調機の製作が12月までかかることから設置完了が令和7年1月になる予定です。12月議会でもありました再開に当たっての無料開放につきましては、再開する3月1日の前日2月29日木曜日をプレオープンとして時間を短縮して午前11時から午後8時までの営業とし、3月1日からは通常営業を再開し3月のみ第2第4の休館日を休まず営業します。以上、ぬくもりの湯の再開についてご報告致します。以上です。

- 議長（多田政拓君） 町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員どうぞ。
○7番（三浦恵美子君） 2番目の安平町ゼロカーボンシティ宣言についての部分ですが、推進協議会のこの時の内容とその構成員の選定方法について確認をお願いします。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 税務住民課参事。
○税務住民課参事（佐々木智紀君） ご質問がありました協議会の内容については昨年来から協議会の設立準備会を5回ほど開催していましたが、その時に議論されました内容、それと委員さんの紹介ですとかアドバイザーさんの紹介ですとか、今後の向かっていく目標についてまず議論をしたところです。
協議会の委員さんの選定方法なのですが、先ほどご説明しました準備会の方で議論させていただきまして決定しているところです。以上です。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。
○町長（及川秀一郎君） 若干補足させていただきます。第1回目の協議会の中でオンラインも使いながら開催をすることとしており、次回の第2回目の推進協議会についても、すでに3月26日に開催する旨第1回目の協議会の中で決めさせていただいているところです。
今佐々木参事が説明したとおり、これまで5回の準備会を重ねてきました。

その中で準備会のメンバーとなっていました安平町の商工会長、さらには誘致企業会の会長、また、安平地区からそれぞれ早来、遠浅、追分それぞれの連合自治会長、さらに加えて今回協議会を立ち上げ、一般町民の方3名を加えて、さらにアドバイザーとして北海道大学の地球環境科学研究所の教授である山中教授、北海道の地方環境事務所の地域脱炭素の創生室長田村様、さらには道銀早来支店長の山内様、北海道北ガス株式会社の経営企画部経営企画グループ課長の宮澤様、北海道電力株式会社道央南統括支社長南山様、北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店長松井様がアドバイザー、その他我々事務局となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ぬくもりの湯の再開について今説明していただいたのですが、これ私の記憶が間違っていたら申し訳ないのですが、天井が落ちた方は修繕が完了したということで、落ちていない方の点検がどうなっているかの確認をお願いしたいと思います。

〔大窪総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（大窪好己君） ぬくもりの湯の天井については全面改修をしています。全部剥がして工事をやり直しています。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ぬくもりの湯の再開についてですが、3月1日の再開の折に何かセレモニーか何かを計画しているのかどうか。もし計画していたら内容はどう考えていらっしゃるのかお知らせいただきたいと思います。

〔大窪総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（大窪好己君） 今のところ前日プレオープンということで無料開放しまして、そのまま3月1日から営業を再開するという予定でして。セレ

モニター等は今のところ考えていません。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[米川議員挙手]

○2番（米川恵美子君） はい。

○議長（多田政拓君） 米川議員同じところの質問ですか。

○2番（米川恵美子君） 同じところですよ。

○議長（多田政拓君） 1回ですので。

○2番（米川恵美子君） あ、すみません。

○議長（多田政拓君） はい、他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第4 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、議案第1号安平町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[佐々木税務住民課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

安平町手数料条例（平成18年安平町条例第73号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年1月29日提出

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍謄本の広域交付及び戸籍電子証明書提出用識別符号の発行等に係る手数料を定める必要があるため、この条例の制定について、提案するものである。

それでは条文の朗読を省略して条例制定の趣旨及び改正内容についてご説明します。

初めに条例制定の趣旨ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ新たに戸籍謄本等の広域交付等にかかる手数料を定めるものです。

続きまして改正内容をご説明しますので新旧対照表をご覧ください。別表第1の戸籍の欄ですが、磁気ディスクを持って調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部が戸籍証明書に名称変更となっているための改正で、括弧書きで広域交付にかかる規定を追加するものです。広域交付については自らや父母等の本籍地の市町村以外の窓口でも戸籍謄本や除籍謄本の請求ができ、法務省の戸籍情報連携システムを介して交付が可能となるものです。

次に戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料1件につき400円。次のページになります除籍電子証明書提供用符号番号の発行手数料1件につき700円を追加するもので、電子証明書提供用識別符号については戸籍や除籍電子証明書を請求した者に対し発行する当該請求にかかる戸籍や除籍電子証明書を識別することができるように付される符号のことで、この識別符号を行政機関に提出することにより戸籍謄本や除籍謄本の添付が不要となるものですが、こちらについては戸籍や除籍の電子証明書を利用する行政機関のシステム等が整備されてからの運用開始となる見込みとなっています。

その他の改正については政令の一部改正に伴う文言の整理です。

次のページの住民基本台帳の欄、個人番号の通知カード再交付手数料は現在発行していませんので削除するものです。

最後に附則となりますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正の施行日と合わせ令和6年3月1日から施行するものです。以上、ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 質疑が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第5、議案第2号令和5年度安平町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第2号朗読。

議案第2号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第8号）について

令和5年度安平町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出する。

令和6年1月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

担い手確保・経営強化支援事業費の計上等により、令和5年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものであ

る。

別冊補正予算書をご覧願います。

議案第2号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度安平町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89,783千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,903,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和6年1月29日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和5年度安平町一般会計補正予算（第8号）について提案説明をします。今補正の主なものについては、歳入では国の補正予算に伴う担い手確保経営強化支援事業費分3000万円及び重点支援地方交付金による低所得者支援及び定額減税補足給付金事業分3484万6000円の計上など、歳出では担い手確保経営強化支援事業費3000万円及び重点支援地方交付金による低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費3484万6000円の計上などです。

それでは歳出からご説明しますので9ページをお開きください。2款総務費1項10目企画費はJR北海道の維持困難線区に関する東胆振首長懇談会主催によりJRに対する道の支援事業で、ラッピング列車のプレ運行及びお披露目見学会などにかかる経費の一部を負担するもので、11目まちづくり推進費はいずれもお試し体験住宅の利用が前年より11名3組増の10組32名及び光熱水費の高騰により今後不足が見込まれることから増額をするものです。

10ページにまたがる3款民生費1項1目社会福祉総務費（1）社会福祉団

体等補助金は人事院勧告に基づく給与改定分の社会福祉協議会人権費の増額に伴う補助金の増額で、（２）住民税均等割のみ課税世帯給付金支給事業は国の補正に伴う充填支援地方交付金事業で、1世帯あたり10万円を支給するもので、事務費を含めた計上となっています。（３）低所得者の子育て世帯加算給付金支給事業は同じく国の補正に伴う重点支援地方交付金事業で、18歳以下の児童がいる世帯のうち非課税世帯及び均等割のみ課税世帯を対象として児童1人あたり5万円を支給するもので、事務費を含めた計上となっています。11ページ、5目ぬくもりセンター施設費は、ぬくもりの湯の浴室の湿気対策に伴う換気設備改修工事实施設業務委託により工期や工事費が確定し外調機等の製作に10か月程度かかる早期発注が必要となることから3月下旬の入札とするため、今年度は前払金分を補正し、次年度分については債務負担行為を設定し2か年で実施するものです。6目ひとり親家庭等医療費及び7目子ども医療費。12ページ8目重度心身しょうがい者医療費はいずれも受診件数の増加などによる増額で、10目高齢者福祉施設費は施設の利用増により燃料費に不足が生じることから増額をするものです。

6款農林水産業費1項4目農業振興費は国の補正による事業で、農作業機械導入要望において1戸が配分割合となったため計上するものですが、年度内の納期が困難なことから繰越明許費を設定し実施するものです。

13ページ、7款商工費1項1目商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加による財源振替。2目観光費は重点支援地方交付金の追加による財源振替です。

8款土木費4項2目公園費はキャンプ場の通信運搬費の不足による増額です。14ページ、5項1目住宅管理費は公営住宅の修繕料で、高額修繕が増えていることから予算不足が見込まれるため増額をするもので、2目住宅整備費は新規開催された令和6年度新営予算単価と設計量算定説明会参加に伴い、今後予定の建築基準法講習会2名参加による受講費に予算が不足するため増額するものです。

9款消防費1項1目消防組合費は、12月補正の算定時に旧給与表で試算をしたため誤りがあったことから再精査を行い増額となっています。誠に申し訳ありませんでした。2目災害対策費は行政報告にてご説明しましたが、能登半島地震の見舞金の計上で、内訳は石川県に100万円、新潟県及び富山県にそれぞれ50万円となっています。

15ページ、10款教育費1項4目学校給食費及び7目スポーツセンター管理費は重点支援地方交付金の追加などによる財源振替です。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので6ページをお開き願います。

16款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金3節及び6節重点支援地方交付金は追加交付によるもの。低所得者支援及び定額減税補足給付金はそれぞれ給付金の支給事業に対する国庫補助分の計上です。

7ページ、17款道支出金2項4目農林水産業費道補助金は、歳出でご説明しました農作業機械導入要望事業の1個が配分割り当てとなったため、担い手確保経営強化支援事業費に対する道補助金分の計上です。

20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、8ページ、3目まちづくり基金繰入金は充当事業の補正によるものです。

22款諸収入4項6目雑入は建物災害共済見舞金等の決算見込みによるものです。

次に繰越明許費の補正についてご説明しますので3ページをお開きください。第2表繰越明許費補正は追加として6款1項担い手確保経営強化支援事業3000万円は、農作業機械導入要望事業の1戸が配分割り当てによる国の補正によるものですが、今年度中の実施完了が困難となったため繰越事業とするものです。

次に第3表債務負担行為補正は、追加としてぬくもりの湯設備改修事業、限度額1239万2000円は工期が2か年となるため債務負担行為を設定し実施するものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8978万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億393万6000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出9ページをお開きください。9、10ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ11、12ページ、質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私は11ページのぬくもりの湯の施設改修のことでお聞きします。機械を発注しておかないといけないというような換気の機械を購入するというご説明をいただきました。この機械というのは、それほど長時間かけないといけない、製作しないといけないような持ち物なのか。もしくは既存の規格であるものの、生産がオーダー的な品物として使わなければならないのか。規格的なものとしてはそんなに、あまり使われないので、このような製作日数がかかってしまうということになっているのか。これ正直なところそんなに4か所も付けるなら大きな物とかといったようなものではない。そんなに必要なのかどうかちょっと僕もわからないのですが。この期間

的にかかるということと、この4台設置しないとならないという設計上の問題があるとするならば、これはどうして4か所必要だったのかという説明をお願いします。

[大窪総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（大窪好己君） まず製作期間の関係ですが、一から組み立てるものですから、この時に4社の方から事前にお話で確認したところ、やはり他の3社についても6か月かかるという積算になっていました。しかも金額が900万とか700万とかすごく高い金額でして、今回設計に入れましたのは9か月かかりますが金額が200万を若干超える程度で、結構安く抑えられるということで9か月かかる業者を選定して積算に入れたというところですよ。

それと外調機については2基設置するようになっていきます。4つというのは点検口とか換気扇が4か所ということで、外調機については2台という設計になっています。そしてこの外調機に合わせて暖房と言いますか温水も流して上の空気を熱くして、下の空気が上に上がって行かないような設計になっています。それで最低限、外調機2機で中の空気を回しながら必要ということになっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ13、14ページ、質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 14ページの5項住宅費の住宅管理費の公営住宅管理経費の修繕料。こちらの内容詳細をお願いします。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの修繕料の内容ですが、主に高額となります給湯器の故障による修繕になっています。給湯器も電気温水器、ガス給湯器、石油の給湯器、それと単身者の方については蓄熱暖房機、オール電化になっている住宅もありますので、そういう高額のほとんど給湯にかかる部

分の修繕となっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 1か所につきではなく、各何か所も色々な様々な給湯器に関して修繕という理解でよろしいですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） はい、議員のおっしゃるとおりです。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ15ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。6ページをお開きください。6、7ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ8ページ、質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 私の方は雑入の建物火災共済の見舞金等という設定で収入がありますが、これはどの建物にかけていたものに対するお金なのかについてご説明をお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） こちらのどういう建物という質問ですが、公共

施設全てに保険を掛けています。その公共施設、今回は北海道町村会建物災害共済見舞金ということで、この1億1434万2000円のうち1億1325万5308円が24施設分見舞金として入っています。その他に公営住宅の火災共済機構というところから昨年、年前になるのですが、追分南公営住宅の月棟のエレベーターが雷により故障しました。それも災害共済の給付金ということで29万7000円入っています。それとこの雑入の中にもう一つ北海道電力冬の節電プログラム参加による達成特権ということで78万9835円入っています。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 建物災害の共済というのは、毎年これ加入されるものではないという理解でいいですか。たまたま災害を受けたという申請をしてこちらの方に振り込まれたという感覚で、単年度の話ということでよろしいですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの災害見舞金なのですが、胆振東部地震の時の災害見舞金になります。ちょっと年数が空いているのですが共済金の方から積算の関係で空いて今回入ってきているような状態になっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わります。3ページをお開きください。第2表繰越明許費補正と第3表債務負担行為補正について質疑はありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本臨時会に付託された案件の審議は終了しました。会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和6年第1回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前10時40分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____